

大阪、平4不31、平4.10.9

命 令 書

申立人 全大阪金属産業労働組合

被申立人 朝日ミニロープ株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合朝日ミニロープ分会から平成4年6月5日付けで申入れのあった同年夏季一時金等を議題とする団体交渉に速やかに応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

全大阪金属産業労働組合

執行委員長 A1 殿

全大阪金属産業労働組合朝日ミニロープ分会

分会長 A2 殿

朝日ミニロープ株式会社

代表取締役 B1

当社が、貴組合朝日ミニロープ分会から平成4年6月5日付けで申入れのあった同年夏季一時金等を議題とする団体交渉に応じなかったことは、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人朝日ミニロープ株式会社（以下「会社」という）は、肩書地においてステンレスワイヤーロープの製造販売を営んでおり、その従業員は本件審問終結時約40名である。
- (2) 申立人全大阪金属産業労働組合（以下「組合」という）は、主に大阪府下の金属産業に働く労働者約1,100名によって組織されている労働組合である。

なお、会社には組合の下部組織として、会社の従業員で組織されている全大阪金属産業労働組合朝日ミニロープ分会（以下「新分会」という）があり、その分会員は本件審問終結時3名である。

(3) 会社には、新分会のほかに会社の従業員で組織されている朝日ミニロープ労働組合（以下「別組合」という）があり、その組合員は本件審問終結時31名である。

2 本件申立てに至る経緯について

(1) 昭和54年5月31日、会社に個人加盟方式で組織する組合の全大阪金属産業労働組合朝日ミニロープ分会（以下「旧分会」という）が結成された。

(2) 昭和57年8月6日、会社と旧分会との間で、ユニオンショップ制に関する協定書が締結された。

(3) 昭和57年10月14日、会社と旧分会との間で、労働条件の改善に関して年間総労働時間を現行通り2,008時間40分とする旨の確認書が締結された。

(4) 昭和58年10月12日、会社と旧分会との間で、年間総労働時間を1,999時間20分とする旨の確認書が締結された。

(5) 昭和59年8月27日、会社と旧分会との間で、前記(2)記載の協定に所要の変更を加えてユニオンショップ制に関する協定書が新たに締結された。

(6) 平成3年11月25日、会社において、会社側3名、旧分会側3名の委員からなる労使協議会が発足した。

(7) 平成4年2月28日、旧分会は臨時大会において、組合を脱退してゼンキン連合に加入することを出席者24名中20名の賛成（反対3名、無効1名）により可決し、旧分会の名称を別組合に変更し同組合の規約を新たに制定する決議を行った。

(8) 同日、別組合は組合に対し、組合脱退について反対していた旧分会員A2（以下「A2」という）、同A3（以下「A3」という）及び同A4（以下「A4」という。以下A2、A3及びA4の3名を総称して「A2ら3名」という）を除く旧分会員31名の署名捺印を添えて脱退する旨を通知するとともに、会社に対し、名称変更及び組合から脱退した旨を通知した。

同日、A2ら3名は新分会の大会を開き、分会長にA2、副分会長にA3、分会書記長にA4を選出した。

(9) 平成4年2月29日、組合及び新分会は、前記(8)記載の新分会の役員を会社に対し通知するとともに、①A3を製造第1課に配属すること、②会社の再建計画を示すことを議題とする団体交渉（以下「団交」という）を同年3月5日に開催するよう申し入れた。

同日午後1時頃、総務部長B2（以下「B2」という）は「旧分会の臨時大会において、多数決で組合を脱退することが決まったのであれば、それに従わないのはおかしい」と述べた。これに対しA2は「脱退については、組合は個人加盟であり、臨時大会での多数決による脱退は違法である」旨述べた。

(10) 平成4年3月3日午前11時30分頃、組合本部の書記長A5が電話でB2に対し、同月5日に前記(9)記載の団交を開催するよう求めたが、B2

は「会社は一つの労働組合しか認めていないので団交には応じられない」旨述べた。

さらに、同日午後2時過ぎ、B2は電話でA2に対し「会社役員の前で一つの労働組合になるよう話し合いをして欲しい」旨述べたが、A2は「そのような話し合いには応じられない」と返答した。

また、同日午後3時頃、経理部長B3が電話でA2に対し「話し合いに来ないのであれば欠席裁判と一緒に、出席しない方は不利になる」旨述べ、話し合いに来るよう再度要請したが、A2はこれを拒否した。

- (11) 同日、会社は新分会に対し「会社はユニオンショップ制を採ってまいりました関係上、会社に対して労働組合は一つしか存在しないことは当然のことであり、今回、絶対的多数決により旧分会は別組合に名称変更し、旧分会は存在しなくなり、会社と旧分会との間でこれまでになされた各種協定等は、すべて同一主体である別組合に実質的にも形式的にも移行された。したがって、対労働組合という場合において、旧分会の存在はユニオンショップ制の手前からも認められない」旨の通知書を送付して、前記(9)記載の要求書等を返送した。
- (12) 平成4年3月4日、組合及び新分会は会社に対し「前記(10)記載の同月3日のB2との電話のやりとりについては、新分会つぶしをねらった不当労働行為である」旨の抗議文を送付した。
- (13) 平成4年3月5日、会社は、組合及び新分会からの前記(12)記載の抗議文に対して「旧分会が存在しないので抗議文は受け取れない」旨の返答書を送付した。
- (14) 平成4年3月7日、組合は、会社が同年2月29日付け団交申入れを拒否し、別組合への一本化を強要したとして、当委員会に対し不当労働行為救済申立て(平成4年(不)第6号)を行った。
- (15) 平成4年3月12日、会社は新分会に対し「①旧分会と別組合との関係については単なる名称の変更にすぎず、両者は同一性を有すること、②旧分会との協定書は別組合との間で継続して効力を有していること、③A2ら3名は、別組合から脱退していない限り依然として別組合の組合員であること、④A2ら3名が組合に個人加盟を継続しているからといって、同人らが別組合を代表する権限はない」旨の回答書を送付した。
- (16) 平成4年3月16日、組合及び新分会は会社に対し、同年度賃上げ要求等についての団交を同月25日に開催するよう申し入れた。
- (17) 平成4年3月24日、会社は新分会に対し「旧分会は、別組合と名称を変更し、新役員を選出している。したがって貴殿は、別組合の新役員とは認められず別組合を代表する権限はなく、貴殿からの前記(16)記載の団交申入れを受ける考えはない」旨を回答した。
- (18) 平成4年4月7日、組合は、会社が同年3月16日付けの団交申入れを拒否したとして、当委員会に対し不当労働行為救済申立て(平成4年(不)第11号)を行った。

- (19) 平成4年4月18日、組合及び新分会は会社に対し「同年3月25日に団交を開くよう申し入れてきたが、貴社は別組合とはすでに2回もの団交を開きながら組合及び新分会とはまだ団交を開いておらず、これは明らかに不当労働行為であり、至急団交を開くよう」申し入れた。
- (20) 平成4年6月5日、新分会は会社に対し、本件夏季一時金(①要求額：基準内賃金の3か月以上、②支払日：同年7月10日)等を議題とする団交(以下「本件団交」という)を同月16日に開催するよう文書で申し入れたが、B2は「代表取締役B1(以下「社長」という)が不在なので、社長に直接渡してくれ」と述べ受領を拒否した。
- (21) 平成4年6月8日午後1時頃、新分会は社長に本件団交要求書を渡そうとしたが、同人は「地労委で係争中なので受け取れない」と述べ受領を拒否したので、新分会は口頭で要求事項及び団交期日を伝えた。
- (22) 平成4年6月16日、本件団交は開催されなかった。
- (23) 平成4年6月30日、会社と別組合との間で平成4年夏季一時金の支給額を基準内賃金の2.2か月+0.0166か月とすることで妥結した。
- (24) 平成4年7月10日、会社は、全従業員に対し前記(23)記載の妥結額に基づき、夏季一時金を支給した。

A2ら3名は「仮払いとして受け取る」旨の意思表示をし、同一一時金を受領した。

- (25) 平成4年7月14日、組合は、会社が本件団交を拒否しているとして、当委員会に対し本件不当労働行為救済申立て(平成4年(不)第31号)を行った。

以降、本件審問終結時まで本件団交は開催されていない。

### 3 申立人の請求する救済内容

申立人が請求する救済内容の要旨は次のとおりである。

- (1) 新分会から平成4年6月5日付けで申入れのあった同年夏季一時金等を議題とする団交に応じること
- (2) 上記団交拒否について組合及び新分会宛の謝罪文を掲示すること

## 第2 判 断

### 1 当事者の主張要旨

- (1) 組合は、会社が本件団交を正当な理由なく拒否しているのは、不当労働行為であると主張する。
- (2) これに対して会社は、新分会は従来旧分会をそのまま継承していることを前提に団交を要求しているが、旧分会は独立した企業別労働組合として旧分会の臨時大会において組合からの脱退と別組合への名称変更を行ったものであり、A2ら3名は別組合を脱退もしくは除名されておらないため、同人らの新分会は存在していないのであるから、新分会が旧分会をそのまま継承して存在しているとの前提による団交要求は認められない。

したがって、会社が新分会との団交を拒否することには正当な理由が

あると主張する。

よって、以下判断する。

## 2 不当労働行為の成否

会社の主張について検討するに、前記第1.2(2)ないし(5)及び(7)認定によれば、①会社は、旧分会との間でユニオンショップ制についての協定書並びに年間総労働時間について確認書を結んできており、同分会が企業内において独立した交渉権を有するものとして同分会に対応してきたこと、②旧分会は、臨時大会において組合を脱退してゼンキン連合に加入することを多数の賛成により可決し、同時に、名称を別組合と変更し同組合の規約を新たに制定する決議を行ったことがそれぞれ認められる。

しかしながら、前記第1.2(1)、(7)ないし(9)(16)及び(20)認定によれば、①組合への加入は個人加盟方式であり、組合に対して旧分会員31名が署名を添えて脱退を通知し、A2ら3名が組合に残って新分会を組織していること、②組合脱退を拒否したA2ら3名が新分会を組織しているとして、組合及び新分会が本件団交を含む団交の開催を会社に申し入れていることがそれぞれ認められるのであり、別組合又は新分会いずれが従来の旧分会を継承しているか否かはともかくとして、組合及び新分会は、会社において現に存在する労働組合として会社に対し団交を申し入れているのであるから、会社としては、その団交に応じなければならない。

しかるに前記第1.2(11)、(17)、(21)及び(25)認定によれば、会社は、組合及び新分会からの本件団交を含む団交申入れに対し、一貫してこれを拒否し、本件審問終結時に至るまで団交に応じていないことが認められ、かかる会社の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

## 3 救済方法

組合は謝罪文の掲示を求めるが、主文2の救済をもって足りるものと考えられる。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成4年10月9日

大阪府地方労働委員会  
会長 清木尚芳 ㊟